

北海道酪農畜産協会リース事業

(略称：協会リース事業)

1 資金構成員

ホクレン、雪印メグミルク、よつ葉乳業、森永乳業、明治、北海道信連、北海道乳業、タカナシ乳業、北海道日高乳業、北海道酪農公社、全国共済連

2 貸付条件と貸付対象者

(1) 指定生乳生産者団体(ホクレン)に生乳の販売を委託(間接委託を含む)している農業協同組合とし、農家に再貸付の場合は農家との間に協会と農業協同組合との貸付契約に準じて再貸付契約を締結する。

(2) 基本貸付料、附加貸付料、譲渡料等は農業協同組合を通して支払う。

3 貸付施設と貸付期間

分類	施設及び機械	期間
I 搾乳・冷却関連	①搾乳施設 ②搾乳施設グレードアップ ・配管装置 ・真空発生装置 ・搾乳ユニット ・自動離脱装置 ③バルククーラー ④再生バルククーラー ⑤プレクーラー設備	6年
II 乳質改善衛生対策	①自記温度計 ②乳頭洗浄機 ③初乳処理装置 ④畜舎噴霧消毒機	6年
III 生産性向上	①自動哺乳機(哺乳ロボット) ②簡易哺育施設(カウハッチ等)	6年
IV その他	特に必要と認める施設等	

※ 貸付期間は原則6年ですが、借受者の希望によって短縮又は延長(4年～9年の間)ができます。

4 貸付料の内容

(1) 基本貸付料の計算方式

$$\text{取得価額} - \text{譲渡価額 (10\%)} = A$$

Aの6分(貸付期間6年)の1の均等割(但し初年度は貸付月割計算)

(2) 附加貸付料(取扱手数料)

$$\text{取得価額} \times 2.5\% \text{ (初年度のみ)}$$

(3) 消費税相当額

基本貸付料の額及び附加貸付料の額に消費税の税率を乗じて得た額。

(4) 公租公課、保険料

ア 貸付機械施設に対する固定資産税その他公租公課は、すべて借受者が負担するものとする。ただし、再貸付けの場合にあっては、再貸付けを受ける者の負担とすることができる。

イ 保険は借受者が協会を受取人とする損害保険を付する。

(5) 貸付料の納入期日

ア 初年度は、検収後年度内に貸付開始期日(検収月日)から翌年3月迄の期間の基本貸付料と、附加貸付料(取得価額の2.5%)及び消費税相当額を含めて徴収する。

イ 次年度以降は、4月とする。

(6) 貸付期間が終了したときは譲渡価額(10%)と譲渡価額に消費税の税率を乗じて得た額の合計額で譲渡(払下)する。

5 貸付申請予定表

(1) 申請予定者は、「リース事業に係る貸付申請予定表」に記入し、提出する。

6 貸付申請書

(1) 申請書の様式は様式1 貸付申請書(以下様式1)、搾乳施設グレードアップ機器の場合は様式1に(グレードアップ)と追記。再生バルククーラーの場合は様式2 再生バルククーラー貸付申請書を提出する。

(2) 申請書は2部作成し、協会に原本1部提出し、農業協同組合で写しを1部保有する。

(3) 提出期日は協会の指定する日までとする。

7 納品と検収

納入が完了したならば、検収者(農協担当者)と、貸付施設納入業者、最終借受者立会のうえ、検収を受ける。